

REPORT 2025

山口県信用組合経営レポート



須恵健康公園



地域とともに新たな未来を！
山口県信用組合

目 次

■ごあいさつ	2	13 総資産経常利益率、総資産当期純利益率	60
1 山口県信用組合の歩み	3	14 その他業務利益の内訳	60
2 事業方針	4	15 有価証券、金銭の信託等の取得価額または 契約価額、時価および評価損益	60
3 組織	5	16 1店舗当たりの預金および貸出金残高	60
4 総代会の仕組み（役割）	6	17 職員1人当たりの預金および貸出金残高	60
5 地域貢献	10	18 預貸率および預証率	60
6 地域密着型金融の取組状況	18		
7 主要な事業の内容	19		
8 リスク管理体制、法令等遵守体制、 情報セキュリティ基本方針	20	19 預金種目別平均残高	61
9 個人情報保護宣言	24	20 預金者別預金残高	61
10 キャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み	28	21 財形貯蓄残高	61
11 苦情処理措置・紛争解決措置について	29	22 定期預金種類別残高	61
12 自己資本の充実の状況	31		
13 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）	41	23 有価証券種類別平均残高	61
14 法定監査	41	24 有価証券種類別残存期間別残高	61
15 報酬体系について	42	25 有価証券の時価等情報	62
16 組合員の推移	43	26 市場価値のない株式等及び組合出資金	62
17 営業地区と店舗配置	44	27 貸出金種類別平均残高	62
18 営業内容のあらまし	45	28 貸出金利区分別残高	62
19 手数料の一覧	48	29 貸出金業種別残高・構成比	62
【経理・経営内容】		30 貸出金使途別残高	63
1 貸借対照表	49	31 消費者ローン・住宅ローン残高	63
2 損益計算書	58	32 貸倒引当金の内訳	63
3 剰余金処分計算書	58	33 担保種類別貸出金残高および債務保証見返額	63
4 業務粗利益及び業務純利益等	59	34 貸出金償却額	63
5 経費の内訳	59	35 リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	63
6 役務取引の状況	59	【その他業務】	
7 受取利息および支払利息の増減	59	36 代理貸付残高の内訳	64
8 主要な経営指標等の推移	59	37 内国為替取扱実績	64
9 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	60	38 外国為替取扱高	64
10 先物取引の時価情報	60	39 外貨建資産残高	64
11 オフバランス取引の状況	60	40 公共債引受額	64
12 総資金利鞘等	60	41 公共債窓販実績	64
		42 当組合の子会社	64

ごあいさつ



皆さんには、平素より山口県信用組合をお引き立ていただき、厚くお礼を申し上げます。

本年もここに、当組合の現況をご報告したディスクロージャー誌「経営レポート 2025」(令和 6 年度版)を発刊いたしました。本冊子は、皆様方に当組合の経営方針、業務内容、業績などについて、ご理解を深めていただくための資料として作成しており、ぜひご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて令和 6 年度のわが国経済は、高い水準での賃上げや企業収益が過去最高を更新する等、緩やかな回復が見られます。また、日本銀行による政策金利の引上げによりゼロ金利政策は解除され金利のある世界へと金融機関を取り巻く環境も大きく変化し、今後も更なる利上げが予想されています。

一方で、中小・零細事業者の経営環境は、金利上昇への対応や円安を背景とした物価上昇、人件費高騰に伴う人手不足等依然として厳しい状況が続いています。このような状況下、私どもは、資金繰り支援や補助金等の相談業務など、役職員一体となって、地域密着型金融に銳意努力して参りました結果、概ね次のような業績をあげることができました。

預金積金の期末残高につきましては、相続や個人の投資資金への流出も有りましたが、GOGO 定期預金キャンペーンの推進等により、前期比 54 百万円増加し、26,767 百万円（前期比 0.20%）となりました。一方、貸出金の期末残高につきましては、住宅ローンを中心に個人向けローンの獲得を推進してきましたが、大口貸出先の返済等をカバー出来ず、前期比 482 百万円減少の 20,407 百万円（前期比△ 2.30%）となりました。

他方、収支につきましては、資金の効率的な運用と経費の削減に努めた結果、当期純利益 73 百万円を計上することができました。

また、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、有価証券購入によるリスク・アセットの増加が要因となり 0.05% 減少し 10.31% となりました。これは国内基準（4 %）を大きく上回る水準となっております。

令和 7 年度も、米国の関税措置に伴う影響や先行き不安から、厳しい経済環境が続くことが予想されますが、私どもは、「地域とともに新たな未来を！」のスローガンの下、常に、お客様に寄り添った伴走型支援を実践し、少しでもお客様のお役にたてるよう銳意努力して参りますので、何卒、これまで以上に一層のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月

理事長 高原 靖定

1

山口県信用組合の歩み

昭和 26 年 12 月	山口県知事の認可を得て小野田信用組合として設立 本店・セメント町支店・船木支店の 3 店舗で営業を開始
昭和 30 年 12 月	高千帆支店を開設
昭和 32 年 3 月	国民金融公庫代理業務の取扱開始
昭和 37 年 1 月	商工組合中央金庫代理業務の取扱開始
昭和 39 年 2 月	中小企業金融公庫代理業務の取扱開始
昭和 42 年 6 月	高千帆支店新築移転開店
昭和 57 年 12 月	西宇部支店新築開設
昭和 59 年 8 月	全銀データ通信システム加盟
昭和 61 年 11 月	新本店新築開店 (本店移転と同時にセメント町支店を廃止し統合)
昭和 62 年 4 月	住宅金融公庫代理業務の取扱開始
昭和 63 年 7 月	自営オンラインシステム開通 (業務取扱開始)
平成 元年 12 月	本店 ATM 土曜日稼働開始
平成 2 年 11 月	全国キャッシュサービスに加盟
平成 7 年 3 月	埴生出張所・ATM 開設
平成 8 年 11 月	全国信組共同センター (SKC) に加盟
平成 12 年 4 月	厚狭信用組合と対等合併し、名称を山口県信用組合に変更。 店舗数は本店・高千帆支店・船木支店・西宇部支店・厚狭支店の 5 店舗となる。 郵貯との ATM 提携サービス開始
平成 12 年 5 月	ウエスタまるき中川店出張所・ATM 開設
平成 12 年 10 月	デビットカードサービス取扱開始
平成 15 年 10 月	損害保険の窓口販売業務開始
平成 16 年 5 月	セブン銀行との ATM 利用提携開始 (セブンイレブンに設置されている同行 ATM の利用手数料無料化に参加)
平成 17 年 1 月	船木支店新築移転開店
平成 18 年 1 月	提携金融機関との ATM 相互入金業務と 他行カード振込業務の取扱開始
平成 19 年 5 月	第 5 次 SKC オンラインシステム稼働開始
平成 24 年 9 月	船木支店を廃止し、高千帆支店と統合
平成 25 年 2 月	でんさいネットの取扱開始
平成 29 年 6 月	厚狭支店新築リニューアルオープン
平成 30 年 4 月	オリックス銀行(株)との間で「しんくみ相続信託」の取扱開始
令和 2 年 7 月	Bank Pay サービスの取扱開始
令和 6 年 12 月	携帯電話アプリ送金システム「ことら送金サービス」の取扱開始

2 事業方針

経営理念

当組合は互いの善意と信頼によって結ばれた協同組織金融機関であることを深く認識し、常に新しい価値を創生し、広くこれを提供することによって、組合員の経済的・文化的地位の向上と、地域社会の繁栄に貢献します。

山口県信用組合が理想とする揺るぎない目標は、この地域の住民・中小企業経営者の皆さま方に對し、相互に扶助し合う精神を基本原則として健全で幸せな家庭経済生活、建設的で活発な企業経営活動等を支援し、その伸展を図ってゆくことあります。したがって当組合は皆さま方にとって地域と共に歩む、いちばん身近な「コミュニティバンク」として、親しまれ信頼され、本当にお役に立つことが当組合としても大きな喜びであり、貴重な宝であると考え、着実で節度のある経営姿勢を堅持し、努力してまいります。

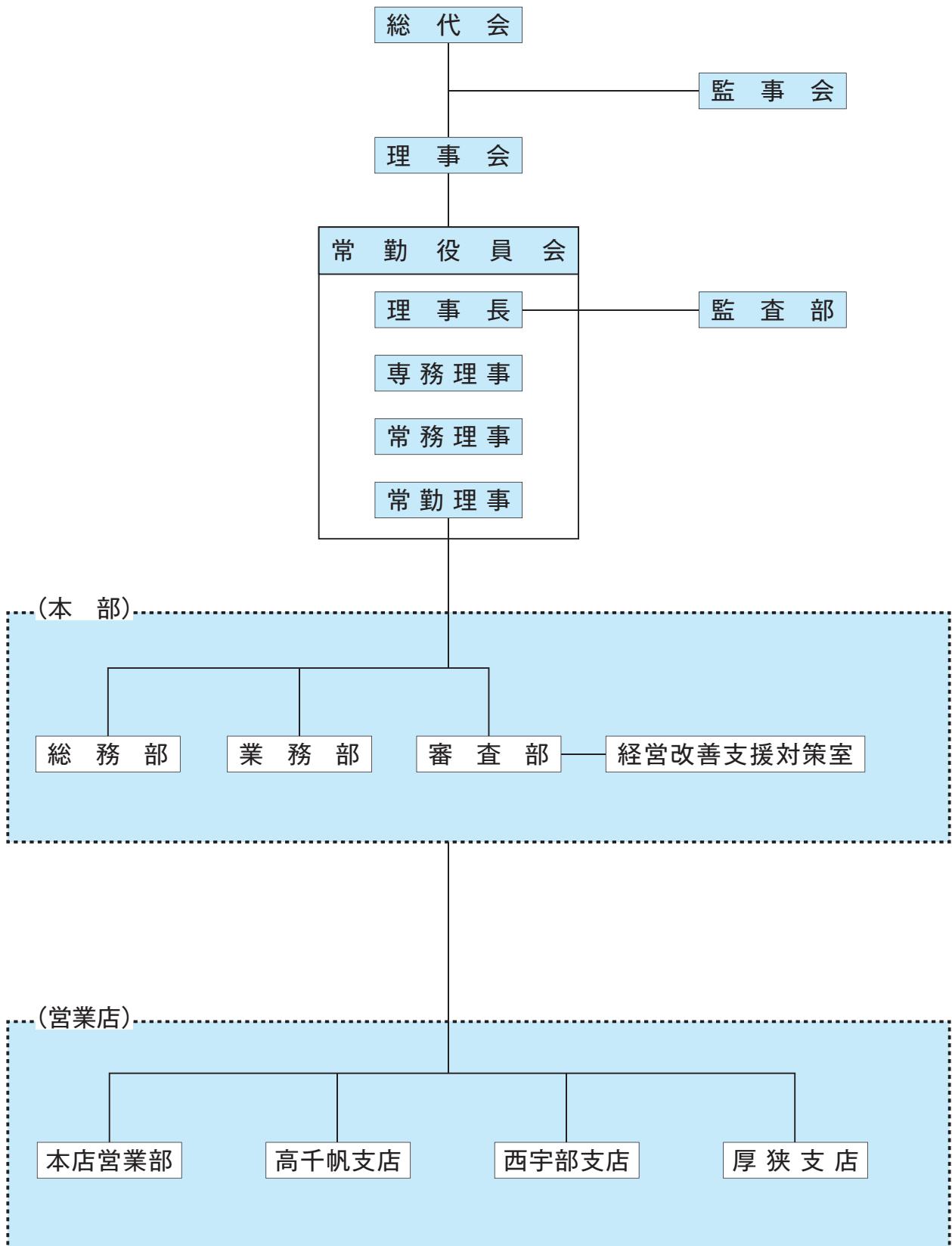
経営方針

山口県信用組合は、地域の皆さま方によって設立された中小企業協同組合法に基づく協同組織の金融機関です。私たちは、その使命と責任を果たすために経営の健全性を確保し、以下のことを着実に実行してまいります。

1. 当組合は、「お金」のない時代に、仲間同士が「お金」を持ち寄って助け合ったルーツを大切にし、組合員の皆さまの利益をいつまでも第一に考えます。
2. 当組合は、中小零細事業者や住民1人1人の顔がみえるキメ細やかな取引を基本として業務に取り組みます。
3. 当組合は、付き合いの積み重ねが一番大切な信用と考え、フレンドリーな金融機関を目指します。
4. 当組合は、地域社会の一員として、信用組合の持つ経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組みます。

3 組織

(令和7年6月末現在)



4

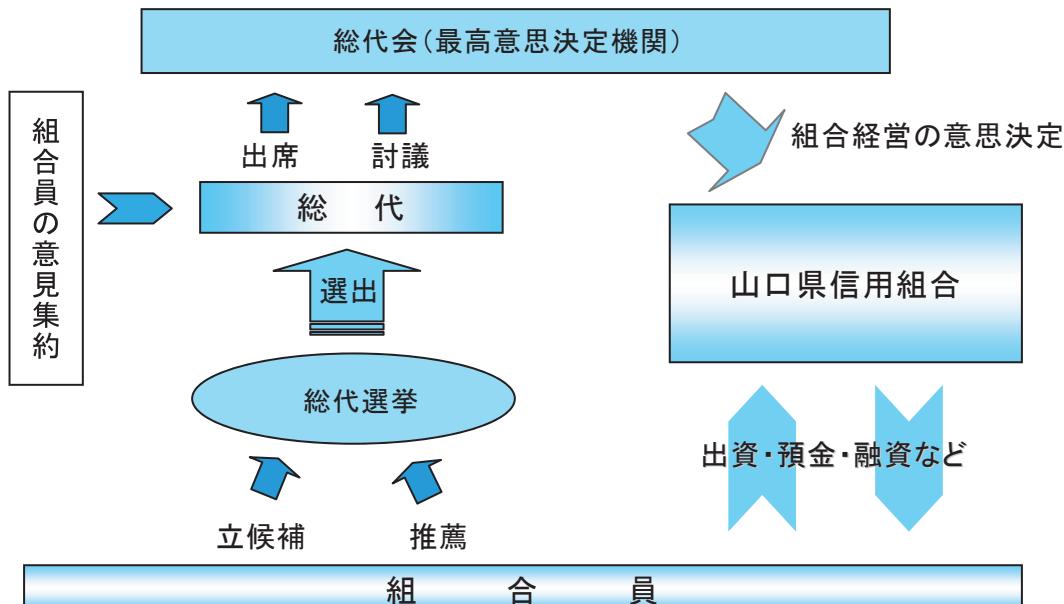
総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 6,029名（令和 7 年 3 月末現在）と多く、全組合員出席による「総会」の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

「総代会」は、「総会」と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、「総代会」は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、「総代会」を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、「総代会」に限定することなく、各本支店に＜窓口対応＞ご意見カードを備え置きし、投書箱も設置しております。また、電話などによるお客様の意見・要望の聴取対応として総務部お客様相談室を設けるなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代の選出方法、任期、定数

総代は、「総代会」での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、「定款」および「総代選挙規程」に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

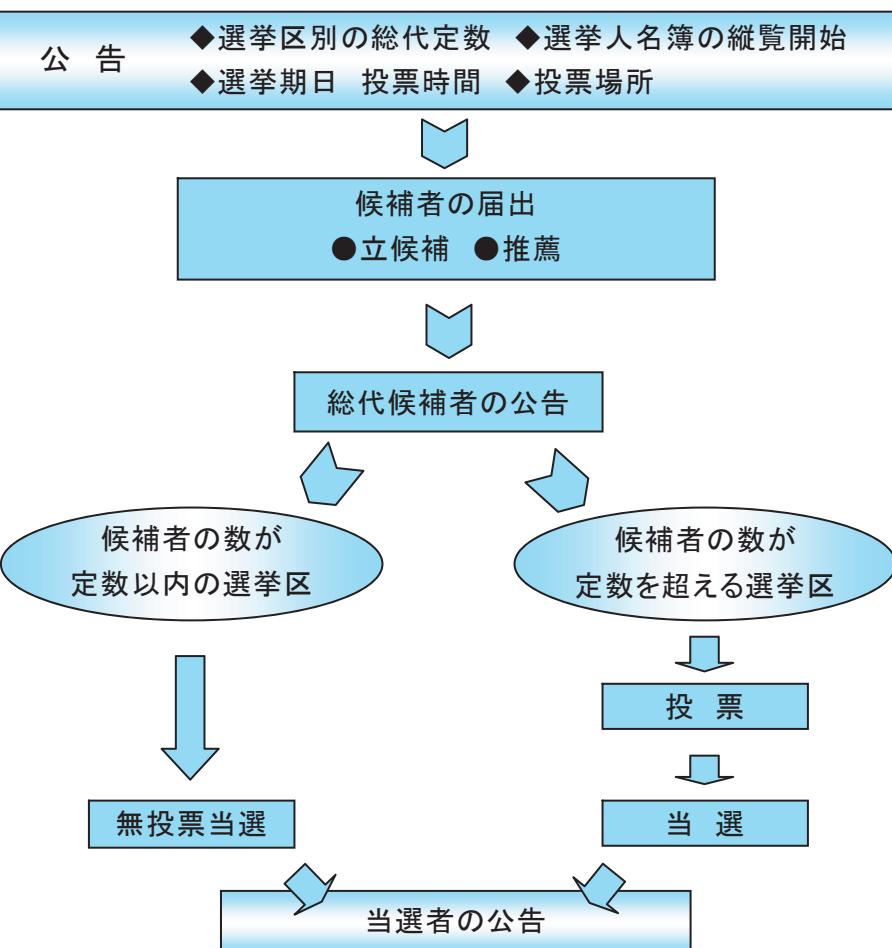
(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年、定数は、110名を超えない範囲としており、地区別の定数は、理事長が定める数としております。当組合は地区（選挙区）を本店地区・高千帆支店地区・厚狭支店地区の3つの区に分け、総代の選出を行っております。

■総代選挙までの手続き



総代会の決議事項

第74期通常総代会を、令和7年6月23日午後3時30分より、Aスクエア（旧 山陽小野田市商工センター）で開催いたしました。

記

- 報告事項 (1) 第74期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
事業報告ならびに貸借対照表、損益計算書の内容報告の件
(2) 監事の監査報告

決議事項

- 第1号議案 第74期 剰余金処分案承認に関する件
・満場異議なく、原案どおり承認・可決されました。
- 第2号議案 第75期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
事業計画および収支予算案承認に関する件
・満場異議なく、原案どおり承認・可決されました。
- 第3号議案 定款の一部変更に関する件
・満場異議なく、原案どおり承認・可決されました。
- 第4号議案 役員の選任に関する件（理事の任期満了、理事1名補充に伴う改選）
・満場異議なく、原案どおり承認・可決されました。
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金支給に関する件
・満場異議なく、原案どおり承認・可決されました。
- 第6号議案 組合員の除名に関する件
・満場異議なく、原案どおり承認・可決されました。

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和7年6月23日現在)

50音順：敬称略

本店地区 (総代定数 50名、総代数 48名)	高千帆支店地区 (総代定数 30名、総代数 29名)	厚狭支店地区 (総代定数 30名、総代数 29名)
穂本 真一 ① 國吉 志穂 ④ 藤井 晃 ⑥	青木 健一 ③ 民繁 正信 ⑨	麻野 達也 ⑨ 中島 嘉哉 ①
阿座上満也 ③ 佐藤 美秀 ③ 藤井久美子 ③	石部 安敏 ③ 田村 政子 ⑤	有馬 大雄 ③ 名和田 勝 ⑨
安部 寛章 ① 白澤 宏幸 ③ 藤井 良次 ③	上原 忠 ⑦ 中村 寿周 ②	池田 曜史 ③ 能見 敏郎 ③
石川 輝之 ⑧ 杉山 文敏 ⑧ 藤原 哲 ⑨	岡崎 善磨 ④ 長谷川恵子 ⑥	伊藤 實 ⑨ 橋羽 俊二 ③
石田 武司 ③ 戸川 崇光 ③ 星木 武三 ③	河口 尚夫 ② 服部 康男 ⑨	岩崎 洋一 ② 平中 政明 ⑦
石部 健太郎 ③ 豊嶋 正成 ⑨ 益富 秀行 ⑥	河口 魔子 ③ 藤本 稔 ③	梅本 雄矢 ② 藤井 一雄 ③
石部 智子 ① 西内 孝明 ③ 松下 剛一 ⑦	木谷 浩一 ① 堀 英俊 ⑥	尾田 吉隆 ② 丸永 克好 ③
磯村 軍治 ⑨ 西村 納 ② 松橋 祐二 ①	窪井 紀彰 ③ 町田 仁司 ③	河本 勇 ⑥ 三浦 美充 ⑨
伊藤 一昭 ③ 西村 雄一 ③ 松本 久美 ③	児玉 正道 ① 松本 徹 ①	河本 貴博 ② 水上 隆男 ⑧
伊藤 博 ② 西山 康彦 ⑨ 松本 新一 ③	重富 紀彦 ③ 松本 幸朗 ③	木下 陽子 ③ 村田 晃一 ②
糸永 和俊 ⑥ 野口 嘉一 ③ 南山 恭祐 ①	下瀬 豊晴 ⑨ 間宮 誠治 ③	草田 泰大 ③ 八橋 秀治 ③
井上 満 ⑦ 野原 基靖 ① 三好 直子 ①	白川 英夫 ③ 御手洗幸子 ⑨	小松 征一 ⑨ 山崎 誠司 ①
大井 宏 ⑨ 原田 健治 ③ 山田 英雄 ⑨	新藤 勉 ⑨ 森本 哲夫 ⑥	佐々木雅史 ⑥ 有限会社和光石油 ③
大田 明登 ② 平井 秀一 ⑦ 山本 修身 ①	杉山 光治 ③ 横溝 浩一 ⑦	水津 昭雄 ⑧ 横森 由美 ①
奥 良秀 ⑦ 平川 英治 ⑦ 吉岡 秀明 ⑨	田中 健一 ③	朝陽観光開発株式会社 ⑨
河崎 誠治 ③ 福田 好孝 ⑧ 吉村 酷一 ⑨		

○の数字は、山口県信用組合になってからの総代就任回数を示しております。

総代の属性別構成比

職業別	
法人	1.89%
法人役員	54.72%
個人事業主	26.42%
個人	16.98%

年代別	
70代以上	33.96%
60代	28.30%
50代	28.30%
40代以下	9.43%

今後の総代の選出、ならびに運営について

透明性の高い組織運営の確保やガバナンスの一層の充実を図るといった観点から、協同組織金融機関として下記の課題について、組合員や総代の皆様方の理解を得ながら、対応が可能なものから積極的に取り組んで参ります。

- ・被選挙権や選挙の公告等、選挙に関わる手続きをより明確にし、透明性を確保する。
- ・信用組合の事業運営に深い見識を持つ総代を選出し、且つ、組合員の多様な意見を経営に反映していくため、特定の組合員が過度に長期にわたって総代を務めることがないよう定年制または重任制限の規定を検討する。

5 地域貢献

山口県信用組合は地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな取引を基本としており、常に組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

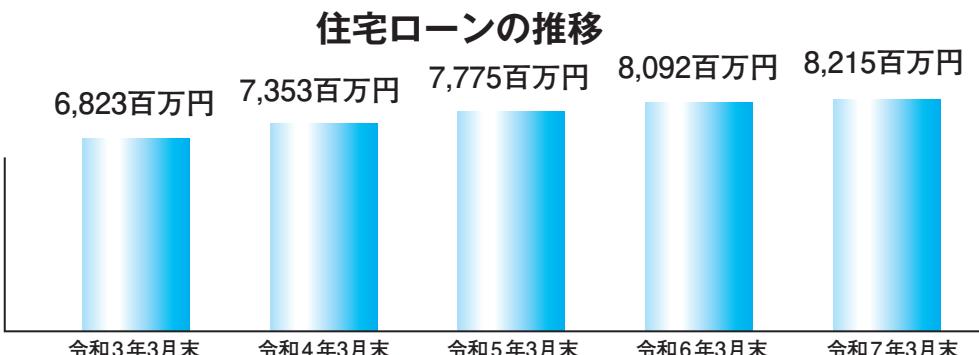
1. 融資を通じた地域貢献

◇貸出先数及び金額

地域の皆さんにご利用いただいている貸出金の状況は、令和7年3月末現在で次のとおりです。

住宅ローンについては、特に力を入れて積極的に取り組んでおります。

	貸出件数	金額
事業資金	307件 (内 設備資金) (内 運転資金)	10,052 2,790 7,262
住宅ローン	549件	8,215
消費者ローン	849件	829



預貸率

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(期末)	73.28%	74.41%	77.26%	78.19%	76.23%
(期中平残)	72.42%	72.22%	74.54%	76.48%	73.28%

$$\text{※預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \%$$

◇地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、山口県や山陽小野田市、宇部市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和7年3月末現在で256件、2,718百万円のご利用をいただいております。

これらの地方自治体による制度融資は、中小企業の経営の安定強化を図るために、中小零細事業者の方が必要とされる事業資金の中で、民間金融機関では十分な融資を受けることが困難なものについて、県・市町村において、その量的・質的な補完を行う制度であり、県・市町村が預託する原資と当組合の資金とを協調して、当組合からの融資として資金を供給するものです。

「山口県中小企業制度融資」の概要

中小企業制度融資は、経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金及び経営安定支援資金およびの4種に区分し、更に、資金使途や融資対象により、25種類の資金メニューとしています。中小企業制度融資を利用しようとする場合は、次の要件等を全て充たしている事が必要です。

①規模の制限

中小企業制度融資の対象となる中小企業の範囲は次表のとおりです。

業種	資本の額又は出資の総額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

なお、次表の業種については、表中の資本の額等が適用されます。

業種	資本の額又は出資の総額	従業員数
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

②業種の制限

次の業種以外の業種が対象となります。

1. 農業
2. 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
3. 漁業
4. 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

※一部の業種によっては対象とならない場合があります。

③事業歴

県内に事業所を有し、6ヵ月以上継続して事業を行っていることが必要です。

(資金によっては要件を緩和し、新規開業等も対象としています。)

④資金使途の制限

事業資金であることが必要です。

ただし、転売用不動産の取得と見られるものなど、資金使途によっては対象とならない場合があります。

⑤その他

事業税（個人事業税、法人事業税）の滞納がないことや、信用保証協会に求償債務がない等の要件があります。

山口県中小企業制度融資

令和7年4月1日現在

資 金 名	融 資 限 度 額 千円	融 資 利 率 () は責任共有制度対象外の場合 年%	保証料率 年%	融 資 期 間 () は据置期間 年以内
経営基盤強化資金				
産業活性化資金	280,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超10年以内 1.9 (1.7) 10年超 2.1 (1.9)	0.34～ 1.76	運転設備 5 (1年) 15 (2年)
	500,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.1 (1.9) 5年超10年以内 2.2 (2.0) 10年超 2.4 (2.2) ※保証無は()の利率に0.3%加算	0.34～ 1.76	運転設備 5 (1年) 20 (2年)
経営者保証免除促進資金	80,000 (セーフティネット保証4号・5号 対象者は別に80,000)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超 1.9 (1.7)	0.59～ 2.21	10 (1年)
脱炭素経営未来投資応援資金	280,000	5年以内 1.8 (1.6) 5年超10年以内 1.9 (1.7) 10年超 2.1 (1.9) ※保証無は()の利率に0.3%加算	0.34～ 1.76	15 (2年)
雇用創出支援資金	280,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超10年以内 1.9 (1.7) 10年超 2.1 (1.9)	0.34～ 1.76	運転設備 5 (1年) 15 (2年)
若年者雇用促進資金	280,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.3 (1.1) 5年超 1.4 (1.2)	0.34～ 1.76	運転設備 10 (2年)
女性活躍応援資金	50,000 (運転20,000限度)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超 1.9 (1.7)	0.34～ 1.76	運転設備 5 (1年) 10 (2年)
おいでませ山口観光振興資金	280,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超10年以内 1.9 (1.7) 10年超 2.1 (1.9)	0.34～ 1.76	運転設備 5 (1年) 15 (2年)
防災・減災対策支援資金	80,000	5年以内 1.8 (1.6) 5年超10年以内 1.9 (1.7) 10年超 2.1 (1.9)	0.34～ 1.76	15 (2年)
事業円滑化資金	200,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.3 (2.1) 5年超10年以内 2.5 (2.3) 10年超 2.6 (2.4)	0.34～ 1.76	運転設備 5 (1年) 15 (2年)
組合事業資金	250,000 (運転50,000限度)	5年以内 2.1 (1.9) 5年超 2.2 (2.0) ※保証無は()の利率に0.3%加算	0.34～ 1.76	運転設備 5 (6月) 10 (1年)
創業・新事業展開支援資金				
スタートアップ創出促進資金 (責任共有制度対象外資金)	35,000	5年以内 1.4 (1.1) 5年超 1.5 (1.2)	0.65 (一部0.50)	10 (1年)
事業承継支援資金	200,000	5年以内 1.8 (1.6) 5年超 1.9 (1.7) 融資対象によっては 5年以内 1.8 5年超 1.9	0.34～ 1.76 融資対象によっては 0.09～ 0.70	10 (2年) 融資対象によっては 10 (1年)
D X 対応支援資金	100,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超 1.9 (1.7)	0.34～ 1.76	10 (2年)
ビジネスモデル再構築支援資金	100,000 (運転50,000限度)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超 1.9 (1.7)	0.34～ 1.76	10 (2年)
海外ビジネス展開支援資金	10,000	5年以内 1.8 (1.6)	0.34～ 1.76	運転 5 (1年)
小規模企業支援資金				
小規模企業支援資金	40,000 (セーフティネット5号対象者80,000)	5年以内 1.8 (1.6) 5年超 1.9 (1.7)	0.34～ 1.76	10 (2年)
小規模企業支援小口資金 (責任共有制度対象外資金)	20,000	5年以内 1.6 5年超 1.7	0.40～ 1.76	10 (1年)
短期サポート資金	8,000 (不況業種10,000、組合48,000)	2.0 (1.8) ※保証無は()の利率に0.3%加算	0.34～ 1.76	運転 6月
経営安定支援資金				
経営安定資金	80,000	5年以内 1.8 (1.6) 5年超 1.9 (1.7)	0.34～ 1.76	10 (2年)
経営支援特別資金 原油価格・物価高騰対応資金 賃金引上げ・価格転嫁支援資金				
経営改善・再生支援資金	280,000	5年以内 1.8 5年超 1.9	0.34～ 1.45	運転設備 10 (1年) 10 (3年)
			0.34～ 1.34	運転設備 5 (1年) 7 (1年)
		5年以内 1.8 (1.6) 5年超10年以内 1.9 (1.7) 10年超 2.1 (1.9)	0.8 (1.00)	15 (3年)

「山陽小野田市及び宇部市の中小企業制度融資」の概要

山陽小野田市及び宇部市の制度融資は、中小企業振興資金等下記の資金メニューを取り扱っております。

なお、これらの制度融資を利用する場合、次の要件を充たしていることが必要です。また、保証料については、山陽小野田市は全額、宇部市は80%を市が補助します。

- ①市内に1年以上居住し、かつ引き続き1年以上現事業の営業経歴が有ること。
(資金によっては要件を緩和し、新規事業等も対象)
- ②融資を受けようとする会社（代表者を含む）または個人が市税等を完納していること。
- ③中小企業者または小規模企業者（従業員20人以下、但し商業・サービス業の場合は5人以下）であること。

山陽小野田市中小企業制度融資

令和7年4月1日現在

資金名	融資限度額 千円	融資利率 年%	保証料率 年%	融資期間（年以内） ()内は据置期間
中小企業振興資金	運転設備 10,000	1.9	0.45～1.90 (市が全額補給)	運転設備 7(3月) 7(6月)
起業家支援資金	運転設備 10,000	1.9 (優遇措置あり)		運転設備 10(6月) 10(6月)
連鎖倒産防止対策資金	運転 2,500	1.7		運転のみ 5(3月)
中小企業大型店対策資金	運転設備 10,000 30,000	1.9		運転設備 5(3月) 15(6月)
工場設置資金	50,000	2.2		10(2年)

宇部市中小企業制度融資

令和7年4月1日現在

資金名	融資限度額 千円	融資利率 年%	保証料率 年%	融資期間（年以内） ()内は据置期間
中小企業特別資金	(普通資金) 15,000 (開業資金) 15,000	1.7 1.7	信用保証協会 所定の率 (市が80%補給)	運転設備 10(1年)
中小企業経営近代化資金	20,000	1.3		設備 10(1年)
中心市街地進出資金	30,000	1.3		運転 5(3月) 設備 15(6月)
商店街振興資金	設備 100,000	2.0		設備 12(2年)

2. 取引先への支援状況等

「ビジネスローン」 の取扱状況

地域の中小零細事業者の繁栄をお手伝いするために、平成17年4月から信用評価の低い中小零細事業者のうち、潜在能力と事業継続の可能性がある事業者への円滑な資金供給を行うことを目的とした「けんしんビジネスローン」を取り扱っており、令和7年3月末現在で4件、13百万円のご利用をいただいております。

本ローンは山口県信用保証協会との提携商品で、資金使途は運転資金とし、融資限度は1千万円まで融資期間は5年以内としております。

なお、商工会議所から所定の推薦を受けた事業者については別途、商工会議所推薦枠1千万円の特例も利用できます。

3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

① 中小企業の経営支援に関する取組方針

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に終了しましたが、当組合では、同法の施行以前からお客様からの貸出条件の変更等の相談にはお客様の実態に即して、積極的かつ柔軟に対応し、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取組み、地域経済の活性化に努めてきたところであります。

同法の終了後においても、当組合のお客様への取組方針は従来と変わることなく、中小零細事業者や住民一人一人の顔が見えるキメ細やかな取引を基本に、次のとおり取り組んでまいります。

- お客様からの新規融資や貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対しては、お客様が抱えている問題・課題を十分把握した上で、真摯に対応いたします。
- 他の金融機関からの借入をされているお客様から貸付条件の変更等について、お申込・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、該当する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会等の関係機関との緊密な連携関係に努めてまいります。
- 貸付条件の変更等をされたお客様の進捗状況や貸付条件変更後に、経営改善努力を行われているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、お客様のご要望により、外部専門家である認定経営革新等支援機関の税理士法人や提携先である中小企業診断士を通じて、経営相談や計画策定支援を行っております。

③ 中小企業の経営支援に関する取組状況

- a. 創業・新規事業開拓の支援
- b. 成長段階における支援
- c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

今後も認定経営革新等支援機関、税理士法人等と連携し、経営改善に向けての取り組みを行っていきます。事業再生支援取組先は令和7年3月末現在で10先です。

④ 地域活性化に関する取組状況

地域活性化の取組みとして、地元商工会議所・地元市町村・山口県信用保証協会との連携を強化するとともに、当組合の特質を活かし、各種制度融資の資金活用を図りながら、地域再生の推進に取り組んでおります。

また、中小企業診断士、認定経営革新等支援機関と連携し、地域の中小零細企業者の経営相談・育成・支援に取組み、地域と一体となった地域経済の活性化に努めております。

4. 経営者保証ガイドラインへの取組方針

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	35 件	55 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	32.40%	52.88%
保証契約を解除した件数	1 件	6 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

5. 情報提供活動

- ・情報誌「ボン・ビバーン」(2カ月に一回発刊されます)

コンセプト

信用組合の理念である「相互扶助」を踏まえ、「出会い、ふれあい、助け合い」を通じて、人と人、人と地域の絆を育む情報誌です。

誌名の由来は、フランス語で「ボン＝楽しい」、「ビバーン＝いきいきとした」を意味しています。店頭に備置き、また渉外担当者とお客様との話題提供ツールに活用しています。

- ・現在の組合スローガン

地域とともに新木を未来を

- ・FMスマイルウェーブのラジオコマーシャル放送中

私どもの思いを発信しております。

是非聴いてみてください。

放送局周波数 89.7 MHz

放送時間 通常一日2回(目安で日によって異なります。)

6. 〈窓口応対〉ご意見カードの備付け

当組合では、お客様からのご要望等にお応えするため、「ご意見カード」を作成し、「投書箱」を窓口に設置しております。信用組合業務に関するお困りの事や当組合へのご意見、ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

お客様各位

〈窓口応対〉ご意見カードのお願いについて

組合では、苦情・相談業務を充実させるために、〈窓口応対〉ご意見カードを作成いたしました。

お手元にございますカードに、当店の窓口応対に対する素直なご意見・ご感想等、お寄せいただきたくお願い申し上げます。

また内容確認等のため、出来るだけお名前・ご住所をお書き添えくださいよう併せてお願い申し上げます。

なお、これに伴い、当組合の苦情・相談業務を、本部総務部でお受けすることも始めましたので、何かございましたらお気軽にお電話いただければと考えております。

今後ともお客様との出会い・ふれあいを大切にしていき、より良いサービスに努めてまいる所存でございます。

何卒、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

当組合の苦情・相談窓口 本部 総務部(本店二階)

TEL 0836-84-3300

7. 社会・文化貢献活動

当組合は地元のための金融機関として、「地域社会の発展に貢献する」ことを経営理念に、地域行事への参加等、地域に密着した社会活動を展開しております。



(令和5年9月) しんくみの日週間 献血
地域貢献活動として献血参加（職員 10
名参加）

◇地元のイベントや祭りへの参加



(令和6年10月) 地域貢献活動 クリーン大作戦



(令和6年7月) おのだ七夕祭り

◇寄付活動

○ 当組合は、(株)オリエントコーポレーションとの提携により、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っています。

このカードはピーターパンがデザインされたカードで、お客様の買い物などのカード利用代金の0.5%を当組合が選定した子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援する施設や団体に寄付しております。令和6年度も児童養護施設「小野田陽光園」に寄付しました。



(令和6年9月) しんくみの日週間
寄付（小野田陽光園）

6

地域密着型金融の取組状況（令和6年4月～令和7年3月）

当組合は協同組合組織金融機関として地域密着型金融を恒久的な枠組みとすることにより、組合員皆様の事業振興と地域活性化等を目指して、以下のような経営支援等を推進してまいりました。

【経営支援 事例】

1. 項 目	地元中小企業者への経営改善支援
2. 支援ステージ	再生支援
3. タイトル	事業再生に向けた取組み
4. 動機（経緯）	収益状況は安定した事業者であったが、新型コロナウイルス感染症から始まり、物価、エネルギー高騰等の影響を受け、数期のうちに大幅に収益悪化（債務超過、有利子負債大幅増）。価格転嫁を進めるも一定の利益率の確保まで至っておらず、収益及び資金繰りについて苦慮する状況が継続。事業歴は長く、従業員（パート含む）も多数在籍。事業者と事業再生に向けて数十回にわたってヒアリングを重ねる。事業再生意欲が高く、経営改善が可能であると判断したことから、経営改善計画書策定に至る。
5. 取組み内容	<ul style="list-style-type: none">○窮境要因の把握○事業実態把握（財務・収益）○アクションプラン（改善施策）の検討○経営改善計画書策定○各部門の営業手法の見直しと成長が見込まれる部門の強化○原価管理の徹底○人材確保○財務・収益・現状の問題点の共有によるPDCAサイクルの構築
6. 外部専門家	顧問税理士
7. 外部機関との連携	他行
8. 成果（効果）	<p>【相手側にとっての成果】 経営改善計画書を策定することで目標（計画値）、目的が明確化。 財務・収益改善は途上段階であるが、計画、実行、評価、改善とPDCAサイクルを構築。</p> <p>【当組合にとっての成果】 事業者、顧問税理士、当組合、他行と連携し経営改善計画書策定。収益改善策（販路拡大）の一環としてビジネスマッチング推進。現状契約に至っていないが、契約に向けた前向きな交渉は継続。 当組合は、営業エリア外の事業者との接点が乏しく、特に県外事業者とのビジネスマッチング実績は皆無。本事例が契約成立となることが最善であるが、当組合としてビジネスマッチング（県外に販路拡大）に向けて本部・営業店で取組めたことが成果。</p>
9. 令和7年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	<p>【評価】 経営改善計画書に則り、改善施策を着実に実行することや期間中の問題点、取組み内容を事業者と共有が図れた。</p> <p>【今後の課題】 物価高騰、エネルギー高騰等の影響を受け、価格転嫁が進まず利益率低下を招いている事業者や人材確保に苦慮する事業者への経営改善施策立案のアドバイス。</p>

取組み実績

経営改善支援等の取組み

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先 α			経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定した先数 δ			
67	11	0	10	10	16.4%	0.0% 90.9%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は、令和6年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「 α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β 」は、当期末の債務者区分が期末よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが、 β には含んでおりません。
5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ 」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ 」は、 α のうち、山口県中小企業活性化協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

7 主要な事業の内容

- A. 預金業務
 - (イ) 預金・定期積金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
 - (ロ) 謙渡性預金 謙渡可能な定期預金を取り扱っております。
- B. 貸出業務
 - (イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - (ロ) 手形の割引 商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務 取り扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務 送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- F. 外国為替業務 取り扱っておりません。
- G. 社債受託及び登録業務 取り扱っておりません。
- H. 金融先物取引等の受託等業務 取り扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - (イ) 債務の保証業務
 - (ロ) 代理業務
 - (a) 日本政策金融公庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店業務

- (ハ) 業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）
　　信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫
- (ニ) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介
　　（内閣総理大臣の定めるものに限る）
　　オリックス銀行株式会社、株式会社りそな銀行
- (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
- (ヘ) 株式払込みの受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- (ト) 保護預り及び貸金庫業務

8

リスク管理体制、法令等遵守体制、情報セキュリティ基本方針

金融システム改革の進展と共に、金融機関の業務は一段と多様化、複雑化する一方で、経営上のリスクも急速に増加しております。

今や、金融機関は、従来にも増して自己責任原則に基づく経営の実践が求められ、リスク管理体制の強化、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備・確立が最重要課題のひとつとなっています。

こうした状況を踏まえ、当組合は、経営の健全性を確保しつつ、お客様の多様な金融ニーズに応えるため、経営体制の強化に努めています。

◆リスク管理体制

金融機関が取扱う商品の範囲拡大や情報通信技術の発達に伴い、信用リスクや市場リスク・事務リスクなど金融機関が直面しているリスクは複雑化また多様化しております。これら業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し、総体的に捉えて当組合の業務の健全性を確保するために、理事会において統合的リスク管理に関する方針を定め、この方針に沿って策定した内部規程において、理事会を中心とする統合的なリスク管理体制を構築しております。

◎信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、堅実な貸出業務を推進するため、自己査定を厳正に実施し、その査定結果等を考慮した貸出審査業務を行っています。

また各種商品や財務分析等の研修を行い、職員の審査能力の一層の向上を図っております。

◎市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券の価格・為替などの変動により、損失を被るリスクのことです。当組合では、資産の健全性と収益性の向上のため、特に金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券

等の価格変動がもたらす「価格変動リスク」に重点を置き、ALM（資産・負債の総合管理）などを通じた適切なリスクコントロールにより、安定した収益の確保を図っております。

◎流動性リスク管理

流動性リスク管理とは、資金繰りに支障をきたす場合や、有価証券を売却する場合に通常の価格で取り引きが出来ない場合等に金融機関が被るリスクのことです。

当組合では、資産・負債のバランスに絶えず留意し、支払準備資産の適正な管理に努めるなど、支払準備資金の確保を図っております。

◎事務リスク管理

事務リスクとは事務上のミスや不正により損失を被るリスクのことです。

当組合では、監査部による臨店検査、及び各営業店の店内検査を毎月実施することを義務付けるなど事務処理状況の検査・指導を行い、事務能力の向上に努めるなど、事故防止に万全を期しております。

◎システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等によるシステムの不備等や、コンピュータの不正使用により金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、平成8年からSKC（全信組共同オンライン）に加盟しておりますが、安全な運営が出来る体制の確保や、障害が発生した場合のバックアップの確保等の早期復旧が図れるように体制を整備しております。

◆法令等遵守体制

当組合では、法令等遵守については経営の最重要課題として位置付け、「法令等遵守基本方針」を定め、この方針に沿って策定した内部規程において、コンプライアンス審議機関を設置するとともに、部店ごとにコンプライアンス責任者を配置しております。また、コンプライアンスのあり方を示した「山口県信用組合行動綱領」、また業務の中で遵守すべき法令・ルールを記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、このマニュアルを全役職員に配布し、研修や職場単位で実施する勉強会などで活用してコンプライアンスの周知徹底を図り、全員がルールを守ることを基本とする企業風土の確立を図っております。

行動綱領

1. (信用組合の公共的使命)

当組合は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して搖るぎない信頼の確立を図ります。

2. (キメ細かい金融サービスの提供)

当組合は、地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配意したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献します。

3. (法令やルールの厳格な遵守)

当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

4. (地域社会とのコミュニケーション)

当組合は、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通じて、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図ります。

5. (人権の尊重)

当組合は、すべての人々の人権を尊重します。

6. (働き方改革の推進、職場環境の充実)

当組合は、職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

7. (環境問題への取組み)

当組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。

8. (社会参画と発展への貢献)

当組合は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

9. (反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネーローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

また、金融自由化により、各種の金融商品が販売されるにつれて、販売や勧誘をめぐるトラブルが増えていることから、「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月から施行されました（令和3年11月、「金融サービスの提供に関する法律」へ改正・改称）。この法律は、金融サービスにおける利用者（お客様）の保護を充実し、公正かつ円滑な金融取引が行える環境を整備することを目的として制定されたものです。当組合は次の「勧誘方針」を定め、適切な勧誘に努めてまいります。

「金融商品に係る勧誘方針」

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 当組合は、商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

◆情報セキュリティ基本方針

山口県信用組合（以下、当組合）は、お客様からお預かりした情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組みます。

1. 経営者の責任

当組合は、経営者主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 体制の整備

当組合は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を正式な規則として定めます。

3. 役職員の取組み

当組合の役職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当組合は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、お客様の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

当組合は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

9

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。
また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。
なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記 1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

(1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

- (2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための委託契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8. のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部

Tel 0836-84-3300 Fax 0836-83-7100
eメール yamagutikensinkumi@blue.ocn.ne.jp

以上

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（上記の各利用目的のため、当組合のWebサイト閲覧履歴等の情報を分析し、各種金融商品・サービスの情報提供や研究開発のために利用する場合があります。）

【個人番号の利用目的】

(1)役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者および扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ③ 雇用保険届出事務
- ④ 国民年金の第3号被保険者の届出事務

- (2)顧客等（当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ）に係る事務
- ① 出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑤ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑥ 預貯金口座付番に関する事務
 - ⑦ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
 - ⑧ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
 - ⑨ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
- (3)役職員等および顧客等以外の個人に係る事務
- ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

以上

[個人情報の共同利用先]

当組合では、お客様の個人情報について、以下の特定の者と個人情報を共同利用いたしております。

【個人情報の共同利用先】

全国信用協同組合連合会	独立行政法人 住宅金融支援機構	株式会社 商工組合中央金庫
株式会社 日本政策金融公庫	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	山口県信用保証協会
三菱 UFJ ニコス 株式会社	株式会社 オリエントコーポレーション	株式会社 クレディセゾン
株式会社 トワライズ	全国しんくみ保証 株式会社	全国保証 株式会社
富国生命保険 相互会社	損害保険ジャパン 株式会社	共栄火災海上保険 株式会社
アビリオ債権回収 株式会社	NTS - MG 債権回収 株式会社	オリックス債権回収 株式会社
小野田商工会議所	山陽商工会議所	宇部商工会議所
山陽小野田市	宇部市	中国・四国・九州地区しんくみ経営者協議会
オリックス銀行 株式会社	株式会社 ジャックス	株式会社 りそな銀行
明治安田生命保険相互会社	iYell 株式会社	きらぼし債権回収 株式会社

◎利用目的

消費者ローン・住宅ローン・利子補給ローン等各種ローンの保証業務及び完済報告、与信事業にかかる代理貸付業務提携、与信事業にかかる当組合付保の保険提携、損害保険の窓販業務、債権譲渡にかかる業務、しんくみ経営者年金制度加入業務、しんくみ相続信託契約の締結に係る媒介

◎提供情報の内容

氏名・住所・生年月日・電話番号・申込金額・返済期間・年収・勤務先・業種（職業）・家族状況・預金及び借入状況・性別・事業所名

◎提供手段

ローン申込書と同時に作成される保証申込書類、電磁媒体または書面による債務残高等の定期的な提供、保険代理業務の見積・提案書

以上

当組合では、お客様の大切なご預金をお守りするため、積極的にセキュリティーの強化に取り組んでいます。

◆暗証番号は、当組合のATMで変更できます

ATMで暗証番号の変更が隨時に何回でも変更できます。「生年月日」、「電話番号」、「車のナンバー」、「自宅の番地」等の他人に推測されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めします。

◆当組合のATMには「覗き見防止フィルター」と 「後方確認ミラー」を取り付けています

ATMの操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼っており、操作内容が覗き見されないよう、ATMをガードしています。あわせて後方確認ミラーを取り付け、お客様の安全に取組んでいます。

◆1日の利用限度額の設定が行えます

平成29年6月25日より、払出限度額ならびに振込限度額をそれぞれ一律50万円に引き下げさせていただきました。これは、振り込め詐欺などの特殊詐欺に係る被害額を少額にとどめることを主たる目的としております。なお、この限度額上限につきましては、お客様の口座ごとに1日の払出限度額・振込限度額をそれぞれ上限200万円で増減変更可能としております。詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

◆偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について

当組合が定める規定に従い、被害に遭われたお客様に対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は営業店窓口へお問い合わせください。

◆ATMコーナーへの盗撮用カメラに対する対応について

当組合では、ATMコーナーに盗撮用カメラが取り付けられていないか、1週間に1回点検し、お客様の安全に配慮しています。

【キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先】

受付曜日	受付時間	連絡先電話番号	連絡先名称
平 日	9:00 ~ 17:30	(お取引店電話番号) 0836-83-2563 0836-83-2413 0836-41-0888 0836-73-0010	(お取引店名) 本店営業部 高千帆支店 西宇部支店 厚狭支店
	上記以外の時間帯	047-498-0151	信組ATMセンター (自動機集中監視センター)
土 曜 曜 日 祝	0:00 ~ 24:00	047-498-0151	信組ATMセンター (自動機集中監視センター)

◆高齢者（70歳以上）のお客様の振込制限について

当組合では、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を少しでも減らすことを目的に取り組んでおります。過去3年以上カード振込を行っておられない70歳以上のお客様は、平成29年12月よりカード振込（1,000円以上）が出来ないようにシステム対応をさせていただいております。ご利用予定のあるお客様は、各店窓口にご相談ください。

11

苦情処理措置・紛争解決措置について

金融分野におけるトラブルの早期解決を図る制度として金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）が導入され、平成22年10月から指定信用事業等紛争解決機関との協定の締結が義務付けられました。

当組合では、このことを踏まえて苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルに対し、迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めています。

◆苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

〔窓口：総務部お客様相談室〕 電話番号 0836 - 84 - 3300

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので営業店へお申し付け下さい。

◆紛争解決措置

広島弁護士会	仲裁センター	（電話：082-225-1600）	※事前に当組合相談室にご相談下さい。
東京弁護士会	紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）	
第一東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3595-8588）	
第二東京弁護士会	仲裁センター	（電話：03-3581-2249）	

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記の総務部お客様相談室または下記窓口までお申し出下さい。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

【中国ブロックしんくみ苦情等相談所（中国ブロック信用組合協議会）】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協議会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：082-247-7363

住所：〒730-0044 広島市中区宝町9番11号（信用組合会館内）

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和 5年度	令和 6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,908	1,960
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,107	1,100
うち、利益剰余金の額	817	875
うち、外部流出予定額(△)	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	166	163
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	166	163
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	/	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	/	/
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,075	2,124
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	11	14
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	18
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,060	2,105
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	19,123	19,619
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	/	/
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	757	802
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	19,881	20,421
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.36%	10.31%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要是次のとおりです。

発行主体	山口県信用組合	山口県信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資 800百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	300百万円	※800百万円のうち、400百万円は優先出資金、400百万円は資本準備金に計上しております。
償還期限(償還日)	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

II. 定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ^{*1}	19,107	764	19,619	778
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{*2}	19,107	764	19,619	778
(i) ソブリン向け	52	2	0	0
(ii) 金融機関向け	603	24	559	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			30	1
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	5,674	226	5,195	207
(v) 中小企業等・個人向け	4,439	177		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			7,272	290
トランザクター向け			17	0
(vii) 抵当権付住宅ローン	284	11		
(viii) 不動産取得等事業向け	2,296	91		
(ix) 不動産関連向け			3,163	2,530
自己居住用不動産等向け			651	26
賃貸用不動産向け			2,177	87
事業用不動産関連向け			334	13
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			101	4
(xi) 三月以上延滞等	69	2		
(xii) 延滞等向け			583	23
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(xiv) 出資等	742	29		
出資等のエクスポージャー	742	29		
重要な出資のエクspoージャー	—	—		
(xv) 株式等			1,186	47
(xvi) 重要な出資のエクspoージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	501	20	751	30
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	137	5	137	5
(xix) その他	4,304	172	667	26
②証券化エクspoージャー	—	—	0	0
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引			0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	16	0	—	—
⑥CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	757	30	802	32
BI			—	
BIC			—	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	19,881	795	20,421	816

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4 %
2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクspoージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクspoージャーです。具体的には有形・無形固定資産、信用保証協会等保証付等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。
- <オペレーション・リスク（基礎的手法）の算定方法>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
÷ 8 %
9. 当組合は、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーション・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4 %

(2)信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	期 末 残 高		貸 出 金 等		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国 内	25,102	25,445	20,922	20,697	3,240	4,747	—	—	241	1,255
国 外	503	402	—	—	503	402	—	—	—	—
地 域 別 合 計	25,606	25,848	20,922	20,697	3,744	5,150	—	—	241	1,255
製 造 業	1,628	1,967	1,024	1,062	604	905	—	—	—	316
農 業、林 業	13	9	13	9	—	—	—	—	—	—
漁 業	33	30	33	30	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,462	4,104	4,462	4,104	—	—	—	—	—	52
電気・ガス・熱供給・水道業	300	720	—	18	300	702	—	—	—	—
情 報 通 信 業	559	792	58	91	500	701	—	—	—	—
運輸業、郵便業	551	699	351	298	200	401	—	—	—	3
卸売業、小売業	1,862	2,050	1,561	1,648	300	401	—	—	—	19
金融業、保険業	522	732	20	29	502	702	—	—	—	—
不 動 産 業	2,721	2,707	2,418	2,403	303	303	—	—	—	520
物 品 貸 賃 業	250	149	250	149	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	56	50	56	50	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	809	788	809	788	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	232	266	232	266	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	-	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	72	144	72	144	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1,060	965	960	865	100	100	—	—	179	173
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	788	499	237	299	550	200	—	—	—	—
個 人	8,358	8,437	8,358	8,437	—	—	—	—	62	169
そ の 他	1,320	732	—	-	380	732	—	—	—	—
業 種 別 合 計	25,606	25,848	20,922	20,697	3,744	5,150	—	—	241	1,255
1 年 以 下	10,281	9,459	9,730	8,958	550	501	—	—	—	—
1 年超 3 年以下	4,107	3,882	3,076	3,482	1,030	400	—	—	—	—
3 年超 5 年以下	3,661	4,254	3,084	3,035	577	1,219	—	—	—	—
5 年超 7 年以下	2,384	2,229	2,082	1,872	300	357	—	—	—	—
7 年超 10 年以下	3,195	4,329	2,158	2,317	1,036	2,011	—	—	—	—
10 年 超	554	485	527	485	26	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	1,424	1,206	262	546	222	660	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	25,606	25,848	20,922	20,697	3,744	5,150	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産等が含まれます。

5. CVA リスク及び中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	79	166	—	79	166
	令和6年度	166	163	—	166	163
個別貸倒引当金	令和5年度	737	4	38	41	662
	令和6年度	662	68	—	19	712
合 計	令和5年度	816	170	38	120	829
	令和6年度	829	232	—	186	876

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	234	233	—	25	0	—	233	258	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	25	15	—	—	13	12	15	3	—	—
電 気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小売業	18	—	—	0	18	—	—	0	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	231	218	—	21	10	—	218	239	—	—
物 品 貸 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	215	179	—	—	36	6	179	172	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	11	15	4	21	—	—	15	37	—	—
合 計	737	662	4	68	79	19	662	712	0	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポートオーリオのポートフォリオの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	443	—	—	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	—	—	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	38	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	299	—	—	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	4	—	0	—	0	100%
国際開発銀行向け	0	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,669	112	558	0	559	100%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	101	—	30	—	30	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	7,693	201	5,125	69	5,195	100%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,575	1,839	7,202	69	7,272	100%
トランザクター向け	—	446	—	39	17	45%
不動産関連向け	3,577	—	3,577	—	3,163	88%
自己居住用不動産等向け	868	—	868	—	651	75%
賃貸用不動産向け	2,383	—	2,383	—	2,177	91%
事業用不動産関連向け	325	—	325	—	334	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	101	—	101	—	101	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	649	6	577	6	583	100%
自己居住用不動産等向けエクスポートオーリオに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	3	—	0	—	0	20%
信用保証協会等による保証付	2,660	—	1,489	—	148	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,178	—	1,186	—	2,593	100%
合計					19,619	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポートオーリオのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと
並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	資産の額及び与信相当額の合計額											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%
	令和 6											
現金	443	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	2,430	-	235	-	-	-	0	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会 社向け	-	-	-	-	-	101	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	603	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	114	-	-	-	-	338
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	114	-	-	-	-	338
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポー ジヤーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	2,658	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等に よる保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	981	2,658	-	3,041	-	350	-	-	-	0	-	377

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については記載しておりません。

(単位：百万円)

(CCF・信用リスク削減効果適用後)																		その他	合計
50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
年度																			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	443
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	299
0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	2,669
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,622	-	-	-	-	721	-	3,838	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,785
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	-	-	-	-	5,317	-	-	-	3,247	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,642
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
-	-	16	-	104	962	-	-	45	-	-	1,819	107	-	-	68	-	-	-	3,577
-	-	-	-	-	868	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	868
-	-	16	-	-	93	-	-	-	-	-	1,819	-	-	-	-	-	-	-	2,383
-	-	-	-	104	-	-	-	45	-	-	-	107	-	-	68	-	-	-	325
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101
242	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101	-	-	-	-	240	-	-	-	584
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,658
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,178
2,906	-	16	-	104	7,002	-	3,838	45	-	4,601	1,819	107	-	27	308	0	-	0	28,186

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	1,682
1 0 %	—	3,068
2 0 %	201	25
3 5 %	—	814
5 0 %	1,709	237
7 5 %	—	5,983
1 0 0 %	701	10,927
1 5 0 %	—	53
2 5 0 %	—	200
1 2 5 0 %	—	—
合 計	2,612	22,993

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
4 0 % 未満	7,033	112	0.564	7,031
4 0 %～7 0 %	3,361	450	10.762	3,405
7 5 %	6,977	1,342	10.088	7,002
8 0 %	—	—	—	—
8 5 %	3,947	201	41.666	3,838
9 0 %～1 0 0 %	4,703	50	11.551	4,646
1 0 5 %～1 3 0 %	1,954	—	—	1,954
1 5 0 %	317	3	100.000	308
2 5 0 %	0	—	—	0
4 0 0 %	—	—	—	—
1 , 2 5 0 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	28,294	2,160	12.843	28,186

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度について記載しておりません。
 2. 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクspoージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	255	385	38	38	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
③カーバード・ボンド						
④法人等向け	164	—	—	—	—	—
⑤中小企業等・個人向け	70		38			
⑥中堅中小企業・個人向け		311		38		
⑦抵当権付住宅ローン	—		—			
⑧不動産取得等事業向け	—		—			
⑨不動産関連向け						
自己居住用不動産等向け						
賃貸用不動産向け						
事業用不動産関連向け						
その他不動産関連向け						
ADC 向け						
⑩劣後債権及びその他資本性証券等						
⑪三月以上延滞等	—		—			
⑫延滞等向け						
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
⑭出資等						
出資等のエクスポージャー						
重要な出資のエクspoージャー						
⑮株式等						
⑯その他	20	73	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑯に区分されないエクspoージャーです。具体的には信用保証協会等保証付等が含まれます。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5)証券化工エクspoージャーに関する事項

該当ありません。

(6)出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	555	555	577	577
非上場株式等	139	139	139	139
合計	694	694	716	716

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクspoージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクspoージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

13

役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）

理事長	(代表理事)	高 原 靖 定	常勤監事	久 保 哲 秀 *
専務理事	(代表理事)	福 富 靖 *	監 事 (非常勤)	須 田 要 輔
理 事	(常 勤)	尾 崎 浩 治	員外監事 (非常勤)	植 村 豪
理 事	(非 常 勤)	藤 田 敏 彦 *		
理 事	(非 常 勤)	豊 田 弘 光 *		

当組合は、職員出身者以外の理事
(*印) の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

(令和7年6月23日現在)

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ（令和7年6月23日現在）

14

法定監査

◆法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の「貸借対照表」「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」等は、上記の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

◆代表理事による適正性・有効性の確認

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月23日

山口県信用組合

理事長 高原 靖定

◆対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会で定められた報酬限度額
理事	36,460	70,000
監事	5,150	10,000
合計	41,610	80,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律執行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事5名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

◆対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者を含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

16 組合員の推移

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人	5,541	5,509	5,493	5,470	5,476
法人	553	546	544	547	553
合計	6,094	6,055	6,037	6,017	6,029

すぐ必要になるお金に備える

しんくみ 相続信託





もしものとき
ご家族の頼りは、
引き出しやすい資金です。

管理報酬無料

中途解約可能

お申し込みは100万円から

年1回配当金お受け取り

詳しくは商品説明書および約款をご覧ください。



山口県信用組合

当信用組合は、この商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。ご契約に際しては、お客様とオリックス銀行株式会社(所蔵信託兼営金融機関)がご契約の当事者となります。

相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、
スムーズに受取人が**ご資金を一括で受け取ることができます**。

●「しんくみ相続信託」の特長

特長 1
管理報酬^{*}無料です。
 大切なご資金を守りながら運用できます。

特長 2
安心の元本保証です。
 元本が保証されている商品なので安心です。

特長 3
中途解約ができます。
 中途解約ができる商品なので安心です。
 (ただし全部解約のみとなります。)

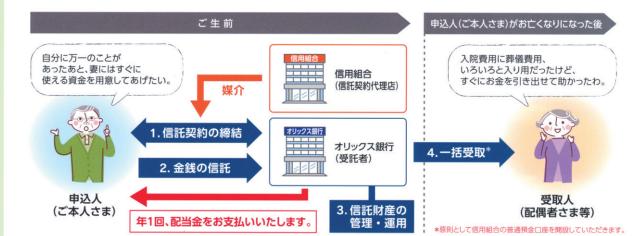
遺言書を作成することなく、ご資金の受取人を決定できます。
お申し込みは100万円から、手軽に始められます。

相続の際は、**全額を一括で受け取ることができます**。

* 管理報酬とは 信託商品では、その整理に必要なコストを信託報酬(信託報酬として申込人(ご本人さま)に負担いただく場合がありますが、「しんくみ相続信託」)は無料としています。



●「しんくみ相続信託」の仕組み



ご生前

自分に万一のことがあつたあと、誰にすぐ使用できる資金を用意してあげたい。

1. 信託契約の締結
2. 金銭の信託
3. 信託財産の管理・運用

申込人(ご本人さま)

媒介

信用組合(信託契約代理店)
オリックス銀行(受託者)

申込人(ご本人さま)があ亡くなりになった後

入院費用に備蓄費用、いろいろと入り用だったけど、すぐにお金引き出せて助かったわ。

4. 一括受取^{*}

受取人(配偶者さま等)

*特別として信用組合の普通預金に口座を開設していただきます。

詳しくは商品説明書および約款をご覧ください。

◆個人ローン

種類	資金のお使い道	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住宅ローン	住宅の購入・新築・建替え・増改築・住宅予定地の購入・住宅資金の借換資金	10万円以上 1億円以内	35年以内	土地・建物・保証人1名以上（保証会社の保証の場合、保証人不要）
多目的ローン	住宅関連資金、教育関連資金、車両関連資金	10万円以上 2千万円以内	15年以内	保証会社の保証
リフォームローン	自宅の改築・改装資金	10万円以上 1千万円以内	15年以内	保証会社の保証
マイカーローン	車両購入・修理・車検・運転免許所取得、マイカーローンの借換等資金	10万円以上 1千万円以内	10年以内	保証会社の保証
教育カードローン	受験時・入学時・在学中に係る費用	500万円以内 <small>ただし、受験費用に係る費用の場合は極度額を100万円</small>	入学予定月9ヶ月前から就学者の卒業予定年月	保証会社の保証
国の教育ローン (日本政策金融公庫代理貸付)	学校教育法等に定める教育施設に入学・在学に要する費用	300万円以内	10年以内	(財)教育資金融資保証基金または保証人1名
フリーローン 【チョイス】	ご自由	10万円以上 1千万円以内 <small>(なお、事業性資金については500万円以内)</small>	10年以内	保証会社の保証
フリーローン 【職域提携企業向け】	ご自由（事業性資金は除く）	10万円以上 1千万円以内	10年以内	保証会社の保証
スーパーフリーローン	ご自由（旧債借換資金も利用可、但し、事業性資金は除く）	300万円以内	10年以内	保証会社の保証
新型スーパークイックローン	ご自由（旧債借換資金も利用可、但し、事業性資金は除く）	100万円以内	5年以内	保証会社の保証
スピードローン	ご自由（事業性資金、旧債借換資金も利用可）	10万円以上 1千万円以内	15年以内	保証会社の保証
シルバーライフローン	ご自由（事業性資金、旧債借換資金は除く）	100万円以内	5年以内	保証会社の保証
カードローン	ご自由（事業性資金、旧債借換資金は除く）	500万円以内	1年 原則自動更新	保証会社の保証
スープー30 【当座貸越】	ご自由（事業性資金、旧債借換資金は除く）	30万円以内	3年 原則自動更新	保証会社の保証
しんくみ新スマービジネス	事業性資金 (法人・個人事業主)	500万円以内	5年以内	保証会社の保証 (法人の場合、代表者保証人)
ビジネスサポート	事業性資金 (法人のみ)	500万円以内	10年以内 (期日一括は1年)	保証会社の保証 (代表者保証人)

(注) 金利は各制度により異なり、また、金融情勢により変更されますので省略しております。なお、詳細は窓口でご相談ください。

◆事業者向け融資

種類	内容
一般融資	1. 手形割引……一般商業手形の割引 2. 手形貸付……運転資金等短期のご融資 3. 証書貸付……設備資金等長期のご融資 4. 当座貸越……一定の極度まで繰り返し自由にご利用可能
県・市制度融資	山口県、山陽小野田市、宇部市の各制度融資を取り扱っております。
代理貸付	日本政策金融公庫、商工中金、全国信用協同組合連合会、中小企業基盤整備機構等の貸付け取扱い窓口として代理業務を取扱っております。

(注) 事業に必要な資金は、どんなことでもご相談ください。

経理・経営内容

1. 貸借対照表

(単位:千円)

◆資産の部

科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現 金	939,363	443,177
預 け 金	2,892,974	2,547,634
有 債 証 券	4,263,912	5,649,482
国 債	451,450	199,885
社 債	2,364,805	3,742,473
株 式	557,576	579,968
そ の 他 の 証 券	890,080	1,127,155
貸 出 金	20,889,588	20,407,360
割 引 手 形	153,845	131,515
手 形 貸 付	2,211,474	2,068,998
証 書 貸 付	17,098,077	16,997,811
当 座 貸 越	1,426,191	1,209,035
そ の 他 資 産	237,925	278,349
未 決 済 為 替 貸	5,387	3,069
全 信 組 連 出 資 金	137,000	137,000
前 払 費 用	1,024	409
未 収 収 益	22,115	28,847
そ の 他 の 資 産	72,398	109,022
有 形 固 定 資 産	399,551	397,790
建 物	170,399	160,918
土 地	177,282	177,282
その他の有形固定資産	51,870	59,590
無 形 固 定 資 産	4,057	4,146
ソ フ ト ウ ェ ア	1,957	2,088
その他の無形固定資産	2,100	2,058
繰 延 税 金 資 産	—	14,681
債 務 保 証 見 返	21,476	84,571
貸 倒 引 当 金	(△ 829,975)	△ 876,340
(うち個別貸倒引当金)	(△ 662,981)	(△ 712,480)
資 产 の 部 合 計	28,818,875	28,950,854

◆負債及び純資産の部

科 目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預 金 積 金	26,713,563	26,767,548
当 座 預 金	167,073	115,566
普 通 預 金	10,026,230	9,843,234
貯 蓄 預 金	1,829,844	1,674,290
通 知 預 金	12,021	6,500
定 期 預 金	13,983,848	14,313,180
定 期 積 金	651,912	744,126
そ の 他 の 預 金	42,633	70,650
そ の 他 負 債	37,983	55,591
未 決 済 為 替 借	8,343	6,618
未 払 費 用	10,454	22,810
給 付 補 填 備 金	67	124
未 払 法 人 税 等	1,387	1,387
前 受 収 益	8,483	11,909
そ の 他 の 負 債	9,247	12,741
代 理 業 务 勘 定	20	—
賞 与 引 当 金	15,513	16,674
退 職 給 付 引 当 金	11,322	13,275
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12,450	11,620
偶 発 損 失 引 当 金	43,834	50,638
訴 訟 損 失 引 当 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	1,984	—
債 務 保 証	21,476	84,571
負 債 の 部 合 計	26,858,148	26,999,920
(純資産の部)		
出 資 金	707,344	700,751
普 通 出 資 金	307,344	300,751
優 先 出 資 金	400,000	400,000
資 本 剰 余 金	400,000	400,000
資 本 準 備 金	400,000	400,000
利 益 剰 余 金	817,115	875,295
利 益 準 備 金	409,659	417,659
そ の 他 利 益 剰 余 金	407,456	457,636
特 別 積 立 金	150,000	150,000
当 期 末 処 分 剰 余 金 (又は当 期 未 处理 損失金)	257,456	307,636
組 合 員 勘 定 合 計	1,924,459	1,976,046
そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	36,267	△ 25,112
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	36,267	△ 25,112
純 資 产 の 部 合 計	1,960,727	1,950,934
負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	28,818,875	28,950,854

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の各表における金額についても同様であります。

(貸借対照表の注記事項)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年
その他 3年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。
破綻懸念先および、貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも段階の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じて将来見込み等の修正を加えて決定した予想損失により計上しております。
資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）については、「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第32号 2020年9月9日）に基づき、「劣後性を有する資本性適格貸出金の回収可能見込額をゼロとみなして貸倒見積高を算定する方法」により算定しております。
すべての貸出金等債権は、「自己査定基準」に基づき営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年

金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033 百万円
差引額	38,382 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(令和5年4月分～令和6年3月分) 0.221%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 9,895 百万円（及び別途積立金 48,278 百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 3 百万円を費用処理しております。

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

10. 当組合のお客様と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

役務取引等収益

役務取引等は、預金・貸出業務、為替業務等に関する事務手数料等であり、お客様との契約に基づきサービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし、原則として一時点で収益を認識しております。

11. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金です。

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 876 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当組合は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（正常先、要注意先（要管理先及びその他の要注意先）、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を決定し、上記5.に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能

力を個別に評価し、設定しております。なお、ウクライナを巡る現下の国際情勢に係る物価高の影響は当面続くものと仮定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

物価高を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

13. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の金融商品の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを管理システムにより定期的に計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。なお、計測の結果は理事会へ報告しています。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%変動した場合の予想最大損失額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に用いております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の円金利が1%上昇した場合の経済価値は485百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

14. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（*1）	2,547	2,538	△ 8
(2) 有価証券	5,647	5,578	△ 68
満期保有目的の債券	1,604	1,535	△ 68
その他有価証券	4,042	4,042	—
(3) 貸出金（*1）	20,407		
貸倒引当金（*2）	△ 876		
	19,530	19,826	295
金融資産計	27,725	27,944	218
(1) 預金積金（*1）	26,767	26,719	△ 48
金融負債計	26,767	26,719	△ 48

（*1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、15. から18. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	2

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の有価証券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当ありません。

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
債券	1,604	1,535	△68 百万円
社債	1,604	1,535	△68
小計	1,604	1,535	△68
合計	1,604	1,535	△68

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に該当する有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	355 百万円	296 百万円	59 百万円
債 券	100	99	0
国 債	100	99	0
そ の 他	513	484	29
小 計	969	881	88

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	222 百万円	238 百万円	△ 16 百万円
債 券	2,238	2,300	△ 62
国 債	99	100	0
社 債	2,138	2,200	△ 62
そ の 他	613	648	△ 34
小 計	3,073	3,186	△ 113
合 計	4,042	4,067	△ 25

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しましたものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判定するための基準は、取得原価に対する当事業年度末における時価の下落率が50%以上である場合には著しい下落であると判定し、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、信用状況ならびに時価の推移を検討し、判定しております。

16. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
17. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
売却額 520 百万円 売却益 46 百万円 売却損 5 百万円
18. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
債 券	399 百万円	1,469 百万円	2,073 百万円	— 百万円
国 債	199	—	—	—
社 債	199	1,469	2,073	—
そ の 他	100	111	242	—
合 計	499	1,580	2,315	—

19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	815 百万円
危険債権額	953 百万円
三月以上延滞債権額	11 百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円
合計額	1,779 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実施指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。取得した商業手形の額面金額は、131 百万円であります。
21. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,967 百万円であります、全ての契約が原契約期間 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

22. 有形固定資産の減価償却累計額 579 百万円
23. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 16 百万円

24. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	229 百万円
税務上の繰越欠損金	3 百万円
減価償却限度額超過額	20 百万円
偶発損失引当金	14 百万円
その他	27 百万円
繰延税金資産小計	295 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 280 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	14 百万円

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

為替取引、全国信用組合保障基金及び全国信用協同組合連合会との当座貸越契約等のために預け金 1,082 百万円を担保として提供しておりますが、これらに対応する債務はありません。

26. 出資 1 口当たりの純資産額は 1,897 円 69 銭です。

以 上

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	588,429	576,821
資 金 運 用 収 益	457,153	503,137
貸 出 金 利 息	375,607	383,302
預 け 金 利 息	3,936	9,895
有 償 証 券 利 息 配 当 金	72,845	105,174
その他の受入利息	4,764	4,765
役 務 取 引 等 収 益	18,685	18,386
受 入 為 替 手 数 料	9,868	9,736
その他の受入手数料	8,817	8,649
そ の 他 業 務 収 益	4,672	10,426
国 債 等 債 券 売 却 益	—	379
そ の 他 の 業 務 収 益	4,672	10,046
そ の 他 経 常 収 益	107,917	44,871
償 却 債 権 取 立 益	240	250
株 式 等 売 却 益	82,408	44,611
そ の 他 の 経 常 収 益	25,269	9
経 常 費 用	515,458	504,414
資 金 調 達 費 用	17,606	32,655
預 金 利 息	17,537	32,555
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	68	100
役 務 取 引 等 費 用	43,454	47,187
支 払 為 替 手 数 料	2,850	2,889
そ の 他 の 役 務 費 用	40,603	44,297
そ の 他 業 務 費 用	29,353	5,788
国 債 等 債 券 売 却 損	14,542	1,729
国 債 等 債 券 償 還 損	5,731	3,296
そ の 他 の 業 務 費 用	9,079	763
経 費	356,943	363,253
人 件 費	222,764	229,199
物 件 費	117,607	118,012
税 金	16,570	16,041
そ の 他 経 常 費 用	68,099	55,529
貸 出 金 償 却	29	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	51,876	46,365
そ の 他 の 経 常 費 用	16,194	9,164
経 常 利 益 (又は経 常 損 失)	72,970	72,406
特 別 損 失	0	0

科 目	令和5年度	令和6年度
固 定 資 産 处 分 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)	72,970	72,406
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,387	1,387
法 人 税 等 調 整 額	277	△ 2,770
法 人 税 等 合 計	1,664	△ 1,383
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	71,306	73,789
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	186,149	233,847
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処分損失金)	257,456	307,636

(損益計算書の注記事項)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 105 円 03 銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。

以 上

3. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)	257,456	307,636
積 立 金 取 崩 額	—	—
剩 余 金 処 分 額	23,609	43,574
利 益 準 備 金	8,000	8,000
特 別 積 立 金	—	20,000
普 通 出 資 配 当 金	6,139	6,104
(年 2.0% の割合)	(年 2.0% の割合)	
優 先 出 資 配 当 金	6,470	6,470
(年 1.294% の割合)	(年 1.294% の割合)	
優 先 出 資 配 当 金	3,000	3,000
(年 1.0% の割合)	(年 1.0% の割合)	
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	233,847	264,062

4. 業務粗利益及び業務純利益等 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	457,153	503,137
資金調達費用	17,606	32,655
資金運用収支	439,546	470,482
役務取引等収益	18,685	18,386
役務取引等費用	43,454	47,187
役務取引等収支	△ 24,769	△ 28,801
その他業務収益	4,672	10,426
その他業務費用	29,353	5,788
その他業務収支	△ 24,681	4,638
業務粗利益	390,096	446,319
業務粗利益率	1.36%	1.49%
業務純益	△ 54,770	86,199
実質業務純益	33,153	83,065
コア業務純益	53,427	87,711
(投資信託解約損益を除く)	53,427	86,328

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{ 業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

$$3. \text{ 業務純益} = \text{業務収益} - (\text{業務費用} - \text{金銭の信託運用見合費用})$$

$$4. \text{ 実質業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額}$$

$$5. \text{ コア業務純益} = \text{実質業務純益} - \text{国債等債券損益}$$

5. 経費の内訳 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
人件費	222,764	229,199
報酬給料手当	180,198	186,064
賞与引当金純繰入額	1,431	1,161
退職給付費用	12,334	12,082
社会保険料等	28,799	29,890
物件費	117,607	118,012
事務費	65,758	60,529
固定資産費	20,012	22,869
事業費	5,923	5,516
人事厚生費	3,221	2,691
減価償却費	18,725	22,509
その他	3,966	3,897
税金	16,570	16,041
経費合計	356,943	363,253

(注) 人件費は平成13年度より賞与引当金純繰入額を計上しております。

6. 役務取引の状況 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	18,685	18,386
受入為替手数料	9,868	9,736
その他の受入手数料	8,796	8,624
その他の役務取引等収益	20	24
役務取引等費用	43,454	47,187
支払為替手数料	2,850	2,889
その他の支払手数料	10,223	12,131
その他の役務取引等費用	30,380	32,166

7. 受取利息および支払利息の増減 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	15,228	45,984
支払利息の増減	△ 909	15,049

8. 主要な経営指標等の推移 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	488,630	494,553	518,147	588,429	576,821
経常利益(又は経常損失)	36,939	56,923	85,397	72,970	72,406
当期純利益(又は当期純損失)	30,873	55,235	85,628	71,306	73,789
預金積金残高	27,618,590	27,404,933	26,724,353	26,713,563	26,767,548
貸出金残高	20,239,482	20,394,168	20,647,658	20,889,588	20,407,360
有価証券残高	4,487,334	4,736,994	4,670,349	4,263,912	5,649,482
総資産額	30,441,291	30,231,844	28,651,882	28,818,875	28,950,854
純資産額	1,758,189	1,783,256	1,782,987	1,960,727	1,950,934
自己資本比率(単体)	9.43%	9.42%	10.05%	10.36%	10.31%
出資総額	709,862	709,761	709,155	707,344	700,751
うち普通出資総額	309,862	309,761	309,155	307,344	300,751
うち優先出資総額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
出資総口数	879,725口	879,523口	878,311口	874,688口	861,502口
うち普通出資口数	619,725口	619,523口	618,311口	614,688口	601,502口
うち優先出資口数	260,000口	260,000口	260,000口	260,000口	260,000口
出資に対する配当金	18,294	15,664	15,652	15,609	15,574
うち普通出資配当金	9,294	6,194	6,182	6,139	6,104
うち優先出資配当金	9,000	9,470	9,470	9,470	9,470
職員数	35人	38人	36人	36人	34人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

9. 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和5年度	28,635 百万円	457,153 千円	1.59 %
	令和6年度	29,759	503,137	1.69
うち 貸出金	令和5年度	20,652	375,607	1.81
	令和6年度	20,471	383,302	1.87
うち 預け金	令和5年度	3,277	3,936	0.12
	令和6年度	4,069	9,895	0.24
うち 金融機関貸付等	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
うち 有価証券	令和5年度	4,568	72,845	1.59
	令和6年度	5,082	105,174	2.06
資金調達勘定	令和5年度	26,930	17,606	0.06
	令和6年度	27,934	32,655	0.11
うち 預金積金	令和5年度	26,929	17,606	0.06
	令和6年度	27,934	32,655	0.11
うち 譲渡性預金	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
うち 借用金	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度0百万円、令和6年度1百万円）を控除して表示しております。

10. 先物取引の時価情報

取扱いはありません。

11. オフバランス取引の状況

取扱いはありません。

12. 総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回 (a)	1.59	1.69
資金調達原価率 (b)	1.39	1.41
総資金利鞘 (a - b)	0.20	0.28

13. 総資産経常利益率、総資産当期純利益率 (単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.25	0.24
総資産当期純利益率	0.24	0.24

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

14. その他業務利益の内訳

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
その他業務収益	4,672	10,426
国債等債券償還益	—	—
国債等債券売却益	—	379
その他の業務収益	4,672	10,046
その他業務費用	29,353	5,788
国債等債券償還損	5,731	3,296
国債等債券売却損	14,542	1,729
その他の業務費用	9,079	763

15. 有価証券、金銭の信託等の取得価額または契約価額、時価および評価損益 (単位: 千円)

項 目	取得価額または契約価額	時 価	評価損益
有価証券	令和5年度	4,213,749	4,261,928
	令和6年度	5,674,594	5,649,482
金銭の信託	令和5年度	—	—
	令和6年度	—	—
デリバティブ等商品	令和5年度	—	—
	令和6年度	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組み合わせた商品です。

16. 1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1店舗当たりの預金残高	6,678,390	6,691,887
1店舗当たりの貸出金残高	5,222,397	5,101,840

17. 職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
職員1人当たりの預金残高	742,043	787,280
職員1人当たりの貸出金残高	580,266	600,216

18. 預貸率および預証率の期末値及び期中平均値 (単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
預 貸 率	(期 末)	78.19
	(期中平均)	76.69
預 証 率	(期 末)	15.96
	(期中平均)	16.96

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

資 金 調 達

19. 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	12,532,248	46.5	12,771,013	45.7
定期性預金	14,322,190	53.2	15,115,925	54.1
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	75,524	0.3	47,845	0.2
合 計	26,929,962	100.0	27,934,783	100.0

20. 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	21,332,503	79.9	21,567,259	80.6
法 人	5,381,060	20.1	5,200,288	19.4
一般法人	5,247,716	19.6	5,084,018	19.0
金融機関	11,970	0.1	4,725	0.0
公 金	121,374	0.4	111,545	0.4
合 計	26,713,563	100.0	26,767,548	100.0

21. 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	5,468	7,064

資 金 運 用

23. 有価証券種類別平均残高(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比				
			令 和 5 年 度	令 和 6 年 度		
国 債	531,508	11.6				
地 方 債	—	—				
社 債	2,639,032	57.8				
株 式	434,597	9.5				
外 国 証 券	554,420	12.1				
その他の証券	409,013	9.0				
合 計	4,568,572	100.0				

区 分	金 額	構成比						
国 債	355,227	7.0						
地 方 債	—	—						
社 債	3,278,307	64.5						
株 式	480,115	9.4						
外 国 証 券	426,940	8.4						
その他の証券	541,843	10.7						
合 計	5,082,434	100.0						

24. 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超	期間の定めの無いもの	種類別合計		
国 債	250,680	200,770	—	—	—	451,450		
地 方 債	—	—	—	—	—	—		
社 債	199,912	1,074,930	1,089,963	—	—	2,364,805		
株 式	—	—	—	—	557,576	557,576		
外 国 証 券	100,020	199,130	196,110	—	—	495,260		
その他の証券	—	42,259	31,104	—	321,456	394,820		
合 計	550,612	1,517,089	1,317,178	—	879,032	4,263,912		

区 分	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超	期間の定めの無いもの	種類別合計		
国 債	199,885	—	—	—	—	199,885		
地 方 債	—	—	—	—	—	—		
社 債	199,620	1,469,820	2,073,033	—	—	3,742,473		
株 式	—	—	—	—	579,968	579,968		
外 国 証 券	100,310	97,340	192,650	—	—	390,300		
その他の証券	—	13,715	50,195	—	672,943	736,854		
合 計	499,815	1,580,875	2,315,879	—	1,252,911	5,649,482		

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

30. 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	8,868,733	42.5	8,326,948	40.8
設備資金	12,020,855	57.5	12,080,412	59.2
合計	20,889,588	100.0	20,407,360	100.0

31. 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	826,520	9.3	829,428	9.2
住宅ローン	8,092,523	90.7	8,215,736	90.8
合計	8,919,043	100.0	9,045,164	100.0

32. 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	166,994	87,924	163,860	△ 3,134
個別貸倒引当金	662,981	△ 74,745	712,480	49,499
合計	829,975	13,179	876,340	46,365

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

33. 担保種類別貸出金残高および債務保証見返額

(単位：千円)

区分	貸出金残高	債務保証見返額
当組合預金積金	令和5年度	56,545
	令和6年度	55,931
有価証券	令和5年度	—
	令和6年度	—
動産	令和5年度	—
	令和6年度	—
不動産	令和5年度	8,714,084
	令和6年度	8,523,204
信用保証協会・信用保険	令和5年度	3,403,677
	令和6年度	3,092,208
保証	令和5年度	8,667,542
	令和6年度	8,736,015
信用	令和5年度	47,738
	令和6年度	1
合計	令和5年度	20,889,588
	令和6年度	20,407,360

34. 貸出金償却額

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	29	—

35. リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：千円、%)

区分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	246,249	815,772
危険債権額	1,453,812	953,085
要管理債権	11,837	11,063
三月以上延滞債権額	11,837	11,063
貸出条件緩和債権額	0	0
不良債権計（A）	1,711,898	1,779,920
保全額（B）	1,692,994	1,766,612
担保・保証額（C）	1,030,313	1,054,432
個別貸倒引当金（D）	662,681	712,180
一般貸倒引当金（E）	0	0
担保・保証等、引当金による保全率（B）／（A）	98.89	99.25
引当率（（D）+（E））／（（A）-（C））	97.22	98.16
正常債権（F）	19,212,478	18,721,291
総与信残高（A）+（F）	20,924,376	20,501,211

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「担保・保証額」（C）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」（D）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「一般貸倒引当金」（E）には、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
9. 「正常債権」（F）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」の中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

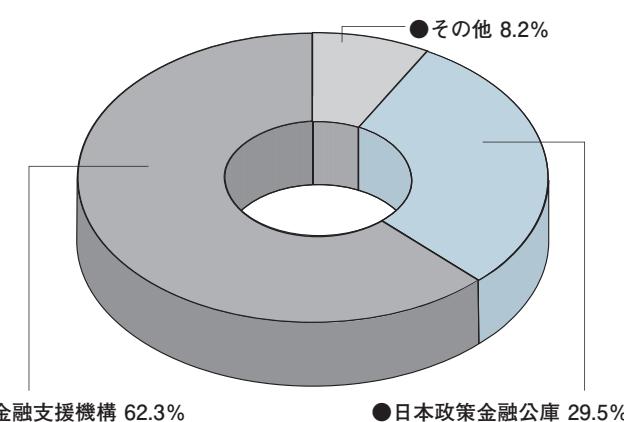
その他の業務

36. 代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	—	—
(株)商工組合中央金庫	—	—
(株)日本政策金融公庫	37,973	34,877
(独)住宅金融支援機構	89,679	73,859
その他の	5,000	9,750
合計	132,652	118,487

令和6年度 公庫・機構等別貸出残高構成比



37. 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

項目	令和5年度		令和6年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金	他の金融機関向け	11,677	10,010	11,481	12,087
振込	他の金融機関から	17,223	11,134	17,317	12,967
代金	他の金融機関向け	—	—	—	—
取立	他の金融機関から	—	—	—	—

38. 外国為替取扱高

取扱いはありません。

40. 公共債引受額

取扱いはありません。

39. 外貨建資産残高

取扱いはありません。

41. 公共債窓販実績

取扱いはありません。

42. 当組合の子会社

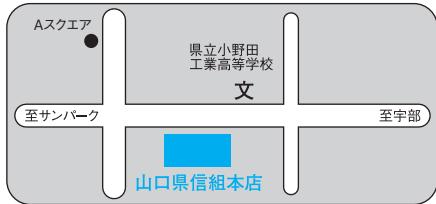
(令和7年3月末現在)

取扱いはありません。



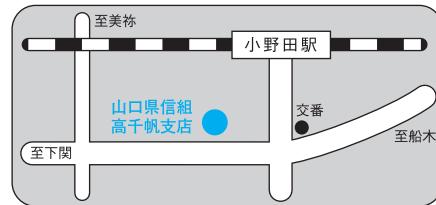
本店営業部

〒756-0824
山陽小野田市中央一丁目2番40号
☎0836-83-2563(代)



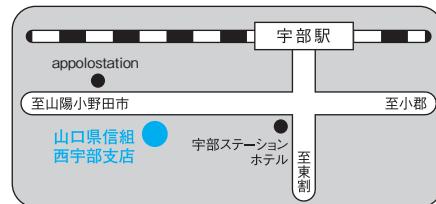
高千帆支店※

〒756-0091
山陽小野田市日の出三丁目8番3号
☎0836-83-2413(代)



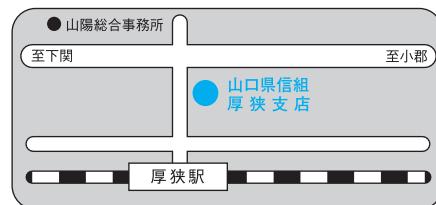
西宇部支店※

〒759-0208
宇部市西宇部南三丁目2番28号
☎0836-41-0888(代)



厚狭支店※

〒757-0001
山陽小野田市厚狭一丁目2番22号
☎0836-73-0010(代)



※の店舗については、窓口営業時間が9:00～11:30、12:30～15:00となっております。

本店営業部の窓口営業時間は9:00～15:00です。



地域とともに新たな未来を!
山口県信用組合

〒756-0824 山陽小野田市中央一丁目2番40号
☎0836-84-3300(代)
<http://www.yamaguchiken.shinkumi.jp/index.html>